

土岐市奨学生の募集

市では、経済的理由により修学が困難な高校生や大学生などに奨学金を支給する、土岐市奨学生を募集します。

応募資格 次の全てを満たす方

- ①平成27年4月1日現在で、本人または保護者が市内に1年以上在住していること
- ②学校教育法に規定する学校のうち、次の学校に在学する方
 - ▷高校(特別支援学校の高等部を含む)の1・2学年
 - ▷高等専門学校などの3学年を除く学年
 - ▷大学(専攻科・別科・大学院在学者は除く)
- ③学業・スポーツ・文化活動の成績が優秀で、心身健全である方
- ④経済的理由により修学が困難な方(保護者と本人の収入合計が400万円程度を基準とし、家族構成を考慮します)



奨学金の額

- 高校生など…月額6,000円
- 大学生など…月額8,000円

奨学金の支給期間

1年間(8月・12月・3月に支給)

奨学生の決定

書類審査の上、決定します。

申込方法

学校教育課で交付する申請書に必要な書類を添えて、**4月1日(水)～20日(月)**に、同課の窓口へ直接提出してください。※郵送では受け付けません。

その他

保護者の失業・廃業などで前年度より著しく所得が減少した世帯には、緊急支援奨学金制度もあります。

問 学校教育課(内線266)

児童扶養手当制度

児童扶養手当とは

父母の離婚などにより父または母と生計を共にしていない児童(18歳に達した年度末まで)を養育している家庭(ひとり親家庭など)を対象に、生活の安定と自立を助け、お子さんの健やかな成長のために支給する手当です。

支給月額(平成27年3月現在)

- ▷児童1人の場合…41,020円～9,680円
(全国消費者物価指数の実績値に伴い、平成27年4月から支給額が変更されます)
 - ▷第2子加算…5,000円
 - ▷第3子以降の加算…児童1人につき3,000円
- ※請求者本人と同居の親族(扶養義務者)の所得により支給額を決定します(所得限度額を超えると手当は支給されません)。
※毎年8月に「現況届」を受け付け、支給額を見直します。

〈注意〉手当の一部支給停止措置について

お子さんが8歳以上、かつ、受給開始から5年を経過するなどの場合、月額手当の2分の1が減額されます。ただし、就職や就職活動などをしていいる方、または働くことができない理由がある方は、届け出をすることで減額されません。

支給方法

年3回(4月・8月・12月)、前月までの4カ月分を振り込みます。

請求方法

必ず本人が申請してください。
申請には、戸籍謄本などの書類が必要です。
※請求する方の事情により必要書類が異なりますので、子育て支援課で確認してください。

請求できない方

事実上婚姻関係と同様の事情にある方など



問 子育て支援課(内線154)